

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p>平成 27 年 6 月 富山県防災会議</p>	<p>富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p>平成 29 年 3 月 富山県防災会議</p>	<p>凡例 下線 改定箇所</p>

改 定 案

県地域防災計画（原子力災害編）改定案 新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第 1 章 総 則 （略）</p> <p>第 2 章 原子力災害事前対策</p> <p>第 1 節 基本方針 （略）</p> <p>第 2 節 発電所における予防措置等の責務 （略）</p> <p>第 3 節 発電所の安全確認 （略）</p> <p>第 4 節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携 （略）</p> <p>第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え （略）</p> <p>第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備 （略）</p> <p>第 7 節 緊急事態応急体制の整備 （略）</p> <p>第 1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備 （略）</p> <p>第 2 災害対策本部体制の整備 （略）</p> <p>第 3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等</p>	<p>第 1 章 総則 （略）</p> <p>第 2 章 原子力災害事前対策</p> <p>第 1 節 基本方針 （略）</p> <p>第 2 節 発電所における予防措置等の責務 （略）</p> <p>第 3 節 発電所の安全確認 （略）</p> <p>第 4 節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携 （略）</p> <p>第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え （略）</p> <p>第 6 節 情報の収集・連絡体制等の整備 （略）</p> <p>第 7 節 緊急事態応急体制の整備 （略）</p> <p>第 1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備 （略）</p> <p>第 2 災害対策本部体制の整備 （略）</p> <p>第 3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等</p>	

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>の体制（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、関係部局、県警察本部、氷見市、各防災関係機関）</p> <p>県及び氷見市は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、立地県である石川県、志賀町、石川県の関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>、<u>日本原子力研究開発機構</u>等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定めておく。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官と連携して定めておく。</p> <p>第 4 長期化に備えた動員体制の整備 (略)</p> <p>第 5 複合災害時の体制</p>	<p>の体制（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、関係部局、県警察本部、氷見市、各防災関係機関）</p> <p>県及び氷見市は、原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第 23 条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、立地県である石川県、志賀町、石川県の関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、氷見市、志賀町及び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者から構成され、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>等の専門家が必要に応じ出席することとされている。</p> <p>県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、原子力防災専門官等と連携して定めておく。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官と連携して定めておく。</p> <p>第 4 長期化に備えた動員体制の整備 (略)</p> <p>第 5 複合災害時の体制</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備（国立研究開発法人放射線医学総合研究所_____、広島大学、県知事政策局、厚生部、各医療機関）</p> <p>県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人放射線医学総合研究所_____、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>(略)</p> <p>第12 専門家の派遣要請手続き</p> <p>(略)</p> <p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、県知事政策局、厚生部、各医療機関）</p> <p>県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>(略)</p> <p>第12 専門家の派遣要請手続き</p> <p>(略)</p> <p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第 1 専門家の移送体制の整備（原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関、県知事政策局、関係部局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及び関係機関と協議し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）についてあらかじめ定めておく。</p> <p>第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (略)</p> <p>第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第 1 救助・救急活動用資機材の整備 (略)</p> <p>第 2 救助・救急機能の強化 (略)</p> <p>第 3 消火活動体制の整備 (略)</p> <p>第 4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (略)</p> <p>第 5 物資の調達、供給体制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（北陸農政局富</p>	<p>第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第 1 専門家の移送体制の整備（原子力規制委員会、内閣府、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関、県知事政策局、関係部局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、立地県である石川県及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）についてあらかじめ定めておく。</p> <p>第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (略)</p> <p>第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第 1 救助・救急活動用資機材の整備 (略)</p> <p>第 2 救助・救急機能の強化 (略)</p> <p>第 3 消火活動体制の整備 (略)</p> <p>第 4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (略)</p> <p>第 5 物資の調達、供給体制</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（農林水産省</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>組織改編に伴</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																														
<p>山地域センター、県知事政策局、厚生部、農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>第13節 緊急時医療体制の整備</p> <p>第1 医療資機材等の整備 （略）</p> <p>第2 緊急被ばく医療体制の構築 （略）</p> <p>第3 立地県である石川県との連携 （略）</p> <p>第4 被ばく医療に関する計画の作成 （略）</p> <p>第5 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等 （略）</p> <p>【本県における初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関】</p>	<p>_____、県知事政策局、厚生部、農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>第13節 緊急時医療体制の整備</p> <p>第1 医療資機材等の整備 （略）</p> <p>第2 緊急被ばく医療体制の構築 （略）</p> <p>第3 立地県である石川県との連携 （略）</p> <p>第4 被ばく医療に関する計画の作成 （略）</p> <p>第5 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等 （略）</p> <p>【本県における初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関】</p>	<p>う修正</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>数</th> <th>市町村</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医初療期機被関ばく</td> <td>6</td> <td>富山市</td> <td>富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 高志リハビリテーション病院</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		数	市町村	病院名	医初療期機被関ばく	6	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 高志リハビリテーション病院	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>数</th> <th>市町村</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医初療期機被関ばく</td> <td>6</td> <td>富山市</td> <td>富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		数	市町村	病院名	医初療期機被関ばく	6	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>名称変更に伴う修正</p>
	数	市町村	病院名																													
医初療期機被関ばく	6	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 高志リハビリテーション病院																													
	(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)	(略)																													
	数	市町村	病院名																													
医初療期機被関ばく	6	富山市	富山市民病院 富山赤十字病院 済生会富山病院 富山通信病院 国立病院機構富山病院 富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター																													
	(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)	(略)																													

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第1 情報項目の整理 （略）</p> <p>第2 施設等の整備 （略）</p> <p>第3 住民相談窓口の設置等 （略）</p> <p>第4 要配慮者への情報伝達体制の整備 （略）</p> <p>第5 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者） 県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送_____ _____等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第15節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（県知事政策局、経営管理部、市町村） 県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ</p>	<p>第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第1 情報項目の整理 （略）</p> <p>第2 施設等の整備 （略）</p> <p>第3 住民相談窓口の設置等 （略）</p> <p>第4 要配慮者への情報伝達体制の整備 （略）</p> <p>第5 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者） 県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、<u>アラート（災害情報共有システム）</u>等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第15節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（県知事政策局、経営管理部、市町村） 県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ</p>	<p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>た場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第 16 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第 1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及 （略）</p> <p>第 2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法 （略）</p> <p>第 3 学校等との連携による原子力防災教育の実施 （略）</p> <p>第 4 要配慮者への配慮（県知事政策局、厚生部、市町村） 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者 _____ に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。</p>	<p>た場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。</p> <p><u>特に、県、氷見市及びその他の市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。</u></p> <p>第 16 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第 1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及 （略）</p> <p>第 2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法 （略）</p> <p>第 3 学校等との連携による原子力防災教育の実施 （略）</p> <p>第 4 要配慮者への配慮（県知事政策局、厚生部、市町村） 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者の <u>多様なニーズ</u> に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。</p>	<p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>第 5 居場所と連絡先の災害対策本部への連絡に係る住民に対する周知 (略)</p> <p>第 6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開 (略)</p> <p>第 7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信 (略)</p> <p>第 17 節 防災業務関係者の人材育成 (略)</p> <p>第 18 節 防災訓練等の実施 (略)</p> <p>第 19 節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備 (略)</p> <p>第 3 章 原子力災害応急対策 (略)</p> <p>第 1 節 基本方針 (略)</p> <p>第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>第 3 節 活動体制の確立</p> <p>第 1 県の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置(県知事政策局、各部局。県警察本部) (1)～(2) (略) (3) 災害警戒本部の設置等</p>	<p>第 5 居場所と連絡先の災害対策本部への連絡に係る住民に対する周知 (略)</p> <p>第 6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開 (略)</p> <p>第 7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信 (略)</p> <p>第 17 節 防災業務関係者の人材育成 (略)</p> <p>第 18 節 防災訓練等の実施 (略)</p> <p>第 19 節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備 (略)</p> <p>第 3 章 原子力災害応急対策 (略)</p> <p>第 1 節 基本方針 (略)</p> <p>第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>第 3 節 活動体制の確立</p> <p>第 1 県の活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置(県知事政策局、各部局。県警察本部) (1)～(2) (略) (3) 災害警戒本部の設置等</p>	

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p data-bbox="275 201 584 228">ア 災害警戒本部の設置</p> <p data-bbox="331 247 1032 521">県は、施設敷地緊急事態発生の際、通報を受けた場合、____ ____速やかに、職員の非常 参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるととも に、国、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及 び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応 じ、災害警戒本部体制をとる。</p> <p data-bbox="275 539 539 566">(ア)～(イ) (略)</p> <p data-bbox="275 584 427 611">イ～オ (略)</p> <p data-bbox="237 630 371 657">(4) (略)</p> <p data-bbox="226 676 371 703">3～4 (略)</p> <p data-bbox="190 722 759 750">第2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p data-bbox="208 769 253 798">(略)</p> <p data-bbox="190 817 504 844">第3 専門家の派遣要請</p> <p data-bbox="208 863 253 890">(略)</p> <p data-bbox="190 909 669 936">第4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p data-bbox="208 956 253 983">(略)</p> <p data-bbox="190 1002 533 1029">第5 自衛隊の派遣要請等</p> <p data-bbox="208 1048 253 1075">(略)</p> <p data-bbox="190 1094 533 1121">第6 海上保安部への要請</p> <p data-bbox="208 1141 253 1168">(略)</p> <p data-bbox="190 1187 815 1214">第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</p> <p data-bbox="208 1233 253 1260">(略)</p> <p data-bbox="190 1279 618 1307">第8 防災業務関係者の安全確保</p> <p data-bbox="208 1326 253 1353">(略)</p> <p data-bbox="226 1370 371 1398">1～2 (略)</p>	<p data-bbox="1171 201 1480 228">ア 災害警戒本部の設置</p> <p data-bbox="1227 247 1928 521">県は、施設敷地緊急事態発生の際、通報を受けた場合、職員 <u>の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、速やかに、職員の非常 参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるととも に、国、立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及 び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応 じ、災害警戒本部体制をとる。</p> <p data-bbox="1171 539 1435 566">(ア)～(イ) (略)</p> <p data-bbox="1171 584 1323 611">イ～オ (略)</p> <p data-bbox="1133 630 1267 657">(4) (略)</p> <p data-bbox="1122 676 1267 703">3～4 (略)</p> <p data-bbox="1086 722 1655 750">第2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p data-bbox="1104 769 1149 798">(略)</p> <p data-bbox="1086 817 1400 844">第3 専門家の派遣要請</p> <p data-bbox="1104 863 1149 890">(略)</p> <p data-bbox="1086 909 1565 936">第4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p data-bbox="1104 956 1149 983">(略)</p> <p data-bbox="1086 1002 1429 1029">第5 自衛隊の派遣要請等</p> <p data-bbox="1104 1048 1149 1075">(略)</p> <p data-bbox="1086 1094 1429 1121">第6 海上保安部への要請</p> <p data-bbox="1104 1141 1149 1168">(略)</p> <p data-bbox="1086 1187 1711 1214">第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</p> <p data-bbox="1104 1233 1149 1260">(略)</p> <p data-bbox="1086 1279 1514 1307">第8 防災業務関係者の安全確保</p> <p data-bbox="1104 1326 1149 1353">(略)</p> <p data-bbox="1122 1370 1267 1398">1～2 (略)</p>	<p data-bbox="1973 201 2123 373">(各編共通) 国の防災基本 計画の修正に 伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 防災業務関係者の放射線防護（内閣府、原子力規制委員会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、県知事政策局、関係部局、市町村） （略）</p> <p>第4節 緊急時モニタリング （略）</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念 （略）</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 （略）</p> <p>第3 避難所等 （略）</p> <p>第4 避難手段 （略）</p> <p>第5 広域一時滞在 （略）</p> <p>第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施 （略）</p> <p>第7 安定ヨウ素剤の予防服用 （略）</p> <p>第8 要配慮者への配慮 （略）</p> <p>第9 学校等施設における避難措置 （略）</p> <p>第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p>	<p>3 防災業務関係者の放射線防護（内閣府、原子力規制委員会、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、県知事政策局、関係部局、市町村） （略）</p> <p>第4節 緊急時モニタリング （略）</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念 （略）</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 （略）</p> <p>第3 避難所等 （略）</p> <p>第4 避難手段 （略）</p> <p>第5 広域一時滞在 （略）</p> <p>第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施 （略）</p> <p>第7 安定ヨウ素剤の予防服用 （略）</p> <p>第8 要配慮者への配慮 （略）</p> <p>第9 学校等施設における避難措置 （略）</p> <p>第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第11 警戒区域の設定、避難勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>(略)</p> <p>第12 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、<u>北陸農政局富山地域センター</u>、<u>県厚生部、農林水産部、市町村</u>）</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>(略)</p> <p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(略)</p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送体制の確立（県知事政策局、農林水産部、市町村、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ヘリコプターによる輸送</p> <p>地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要</p>	<p>(略)</p> <p>第11 警戒区域の設定、避難勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>(略)</p> <p>第12 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、<u>農林水産省</u>、<u>県厚生部、農林水産部、市町村</u>）</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 治安の確保及び火災の予防</p> <p>(略)</p> <p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(略)</p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 緊急輸送体制の確立（県知事政策局、農林水産部、市町村、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ヘリコプターによる輸送</p> <p>地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>な人員・物資の輸送を行うものとする。 (ア) 県及び防災関係機関は、自ら所有_____するヘリコプターを第一次的に使用する。 (イ)～(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>第9節 救助・救急、消火及び医療活動 (略)</p> <p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>第1 原子力災害時の医療体制 (略)</p> <p>第2 被ばく医療活動の実施(原子力規制委員会、富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、富山県看護協会、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係機関) 1～4 (略)</p> <p>5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携</p> <p>県は、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、広島大学、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者(※)の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機</p>	<p>な人員・物資の輸送を行うものとする。 (ア) 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。 (イ)～(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保 (略)</p> <p>第9節 救助・救急、消火及び医療活動 (略)</p> <p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>第1 原子力災害時の医療体制 (略)</p> <p>第2 被ばく医療活動の実施(原子力規制委員会、富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、富山県看護協会、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係機関) 1～4 (略)</p> <p>5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携</p> <p>県は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、石川県、氷見市、その他の市町村、指定地方公共機関、北陸電力等と連携して、災害対応のフェーズに応じた住民等の汚染検査、除染等を行う。</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者(※)の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機</p>	<p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送 県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所____、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p> <p>第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第 12 節 自発的支援の受入れ等 (略)</p> <p>第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)</p> <p>第 4 章 原子力災害中長期対策</p> <p>第 1 節 基本方針 (略)</p> <p>第 2 節 原子力緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第 3 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)</p> <p>第 4 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第 5 節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第 6 節 放射性物質による環境汚染への対処</p>	<p>関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送 県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p> <p>第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第 12 節 自発的支援の受入れ等 (略)</p> <p>第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)</p> <p>第 4 章 原子力災害中長期対策</p> <p>第 1 節 基本方針 (略)</p> <p>第 2 節 原子力緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第 3 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (略)</p> <p>第 4 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第 5 節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第 6 節 放射性物質による環境汚染への対処</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>(略)</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援（北陸労働金庫、_____住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会福祉協議会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第9節 風評被害等の軽減の影響</p> <p>(略)</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>(略)</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>(略)</p> <p>第5章 複合災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備（再掲）</p> <p>(略)</p> <p>第2 緊急事態応急体制の整備</p>	<p>(略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>(略)</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援（北陸労働金庫、<u>独立行政法人</u>住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会福祉協議会、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>第9節 風評被害等の軽減の影響</p> <p>(略)</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>(略)</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p>(略)</p> <p>第5章 複合災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害事前対策</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備（再掲）</p> <p>(略)</p> <p>第2 緊急事態応急体制の整備</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>(略)</p> <p>第3 避難収容活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動（再掲）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（<u>北陸農政局富山地域センター</u>、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(略)</p> <p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送_____等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（再掲）（県知事政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策</p>	<p>(略)</p> <p>第3 避難収容活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5 物資の調達、供給活動（再掲）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（<u>農林水産省</u>_____、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(略)</p> <p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（再掲）（県知事政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第 8 防災訓練の実施（再掲） （略）</p> <p>第 3 節 災害応急対策 （略）</p> <p>第 4 節 災害中長期対策 （略）</p>	<p>等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。</p> <p><u>特に、県、氷見市及びその他の市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</u></p> <p>第 8 防災訓練の実施（再掲） （略）</p> <p>第 3 節 災害応急対策 （略）</p> <p>第 4 節 災害中長期対策 （略）</p>	<p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>